

この規則は、公布の日から施行する。

(人事課)

富山県事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年10月2日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第36号

富山県事務委任規則の一部を改正する規則

富山県事務委任規則（昭和34年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号イ中「第28条第1項」の次に「（同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同号オ中「第56条第2項」の次に「（同法第57条第2項（同法第68条第3項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）」を加え、同号カ中「第57条」の次に「（同法第68条第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同号キ中「第58条第1項」の次に「（同法第68条第1項において準用する場合を含む。）」を加え、同号ク中「第59条」の次に「（同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同号ケ中「第60条」の次に「（同法第68条第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同号中シをスとし、サをシとし、同号コの次に次のように加える。

サ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下この条において「旅館業法等改正法」という。）附則第4条第2項の規定により調査すること。

第2条第10号に次のように加える。

シ 富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例（令和5年富山県条例第34号）附則第3項の規定により調査すること。

第2条第11号中サをシとし、コをサとし、ケをコとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 旅館業法等改正法附則第5条第2項の規定により調査すること。

第2条第12号中サをシとし、コをサとし、ケをコとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 旅館業法等改正法附則第9条第2項の規定により調査すること。

第2条第13号に次のように加える。

エ 旅館業法等改正法附則第6条第2項の規定により調査すること。

第2条第14号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、同号エの次に次のように加える。

オ 旅館業法等改正法附則第7条第2項の規定により調査すること。

第2条第15号イ中「に規定する合併又は分割の」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項に規定する」に改め、同号ウを削り、同号中エをウとし、オをエとし、同号エの次に次のように加える。

オ 旅館業法等改正法附則第3条第1項の規定により調査すること。

第2条第31号中コをサとし、同号ケの次に次のように加える。

コ 旅館業法等改正法附則第8条第2項の規定により調査すること。

第6条の2第3号イ中「第54条」を「第59条」に改める。

附 則

この規則は、生活衛生関係営業の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第7号イ及びオからケまで並びに第6条の2第3号イの改正規定 公布の日
- (2) 第2条第10号の改正規定 富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例（令和5年富山県条例第34号）の施行の日

（人 事 課）

富山県都市公園公募対象公園施設設置等予定者選定委員会規則を公布する。

令和5年10月2日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第37号

富山県都市公園公募対象公園施設設置等予定者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）第3条の規定に基づき、富山県都市公園公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、学識経験を有する者及び県職員のうちから知事が任命する。

(任期等)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第364号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和5年10月2日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林予定森林の所在場所

富山県氷見市味川字東山2の1、13の1、稲積字大谷内112の1（次の図に示す部分に限る。）、日名田字中尾6の1、6の2、7、字東谷内22、23、仏生寺字東谷175

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に

86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和5年富山県告示第183号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札参加申込書及び入札説明書で定める書類（以下「入札参加申込書等」という。）を(3)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した入札参加申込書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

- (3) 入札参加申込書等の提出期限

令和5年10月13日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書、入札参加申込書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和5年10月2日から同年10月11日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和5年10月26日 午前10時00分

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和5年10月26日 午前10時00分

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部7階 701会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までにその旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。